### 判例研究

# 自招侵害に対する正当防衛の成立が否定された事例

最決平成二〇年五月二〇日(刑集六二巻六号一七八六頁)

# 橋

田

# I 事実の概要と審理経過

五十一歳)が、本件当日夜、

自転車にまたがった儘

部または首付近を強く殴打した(第二暴行)。これによって甲でみ集積所にごみを捨てていたところ、通り掛かった被告人甲に乗った儘、水平に伸ばした右腕で、後方から甲の背中の上車に乗った儘、水平に伸ばした右腕で、後方から甲の背中の上車に乗った儘、水平に伸ばした右腕で、後方から甲を追い掛け、行)。 Aは「待て」等と言いながら、自転車で甲を追い掛け、行)。 Aは「待て」等と言いながら、自転車で甲を追い掛け、行)。 Aは「待て」等と言いながら、自転車で甲を追い掛け、第一級では、第一級では、第一級では、第二級では、

傷害を負わせた。加え、加療約三週間を要する顔面挫創、左手小指中節骨骨折の

大号一七九四頁)は、警棒による殴打につき、甲に傷害罪の成六号一七九四頁)は、警棒による殴打につき、甲に傷害罪の成立を認めた(懲役十月、執行猶予三年)。弁護人による正当防室の喧嘩闘争というべきである。したがって、原則的に正当防連の喧嘩闘争というべきである。したがって、原則的に正当防連の喧嘩闘争というべきである。したがって、原則的に正当防連の喧嘩闘争というべきである。したがって、原則的に正当防力を認識していたので、第一暴行と第二暴行の間の九十メートルという場所的離隔にも関わらず、「全体的にみると、本件は一という場所的離隔にも関わらず、「全体的にみると、本件は一という場所の観念を入れる余地はない。」と述べると共に、Aの攻撃は強烈とは言え素手で行われたに過ぎず、甲はこれに武器で対抗強烈とは言え素手で行われたに過ぎず、甲はこれに武器で対抗強烈とは言え素手で行われたに過ぎず、甲はこれに武器で対抗ないと説いて、これを斥けた。

警棒でAの

顔面や防禦しようとした左手を数回殴打する暴行を

は前方に倒れたが、起き上がると、

護身用に携帯していた特殊

控訴審

(東京高判平成一八年一一月二九日刑集六二卷六号

撃は、

A が 為について正当防衛は成立しない」(懲役六月、執行猶予三年)。 たがって、これに対応した被告人の本件特殊警棒による殴打行 告人にとって急迫性のある侵害とは認めることはできない。 通常予想される範囲を超えるとまでは言い難いものである。 にも継続性があり、第二暴行の内容も……第一暴行との関係で 行は甲が第一暴行によって招いたものである。「加えて、 暴行によって「Aに対して挑発的な有形力を行使」し、 正当防衛の成立については次の如く消極的に解した。甲は第一 一八〇二頁)は、 これに対して弁護側は、改めて正当防衛の成立を主張して上 Aによる第二暴行は不正な侵害であるにしても、これが被 「報復攻撃に出ることを十分予期していた」。Aの第二暴 第一暴行と時間的にも場所的にも接着しており、 第一審判決を量刑不当の故に破棄自判したが 、また 第二 事態 結 L

> の成立を否定した原判断は、結論において正当である。」 事実関係の下においては、被告人の本件傷害行為は、被告人に 告人の前記暴行の程度を大きく超えるものでないなどの本件 行為により自ら侵害を招いたものといえるから、Aの攻撃が被 場所での一連、 る行為とはいえないというべきである。そうすると、正当防衛 おいて何らかの反撃行為に出ることが正当とされる状況におけ 被告人の暴行に触発された、その直後における近接した 一体の事態ということができ、被告人は不正

### II決定要旨

告した。

上告棄却

るに先立ち、 「……前記の事実関係によれば、 Aに対して暴行を加えているのであって、 被告人は、 Aから攻撃され A の 攻

### $\blacksquare$ 研究

総説

ŋ 法性、 こと、 事例判断の形を取っているとは言え、攻撃を招致する行為の違 正当防衛の成立を否定した最初の最高裁判例である。 れた攻撃の程度が招致行為による侵害の程度を大きく超えない 本決定は、 大いに注目に値する 招致行為と攻撃行為の時間的及び場所的関連性、 の三点が正当防衛を否定する事情として掲げられてお 自招侵害の事例において、攻撃の自招性を理由に 招致さ

くは切迫した違法なものであったかを検討する。これが否定さ 以下では、二において先ず、 Aによる攻撃行為が現 在のも

れ 自招侵害の問題に立ち入るまでもなく、 甲の行為に正

擊行為、 三つの行為が問題になる。 された「急迫不正の侵害」行為、これに対する防衛行為という 反撃行為と呼ぶことにする。 本評釈では、 それぞれ招致行為、 攻

当防衛が成立する余地はなくなるからである。 なお、 自招侵害においては、先行する自招行為、 それに誘発

による侵害が終了していたと見る余地が残るのである。

ように思われる。 から、 在性を前提にした判断を行った本決定は、 述の如く疑わしいからである。 とに向けられたものではなく、 乗ってその場を立ち去るための準備であって、 ٤ 認めた先例が存在する。最判平成九年六月一六日 は特段の事情なき限り継続するものと認める立場に立ってい な主観的及び客観的事情は、 自由な態勢に陥った攻撃者の加害の意欲が存続していたこと 五号四三五頁) 尤も、 客観的にも間もなく攻撃の再開される可能性があったこと 自転車を起こすというAの動作は、 急迫不正の侵害の継続を肯定した。しかし、 攻撃が終了した観を呈する場合においてもその継続を は、 攻撃を開始した後、これを続 本件の事実審の認定には伺われな それにも拘らず、 Aの更なる攻撃意思の存在も前 客観的に見ればこれに 旦 甲を加害するこ |開始された攻撃 Aの攻撃の現 行し得ない (刑集五一巻

# 攻撃行為の評価

(一) 攻撃行為の現在性 本決定は触れていないが、 原審の認定によれば、

攻撃者Aが

ŋ 集六二巻六号一八○九頁)、その弾みでAの自転車も倒れてお 甲を打ち倒したのは「素手による一回限りの殴打に過ぎず」(刑 でもあった 回やり返したから、もうそれで終わりだと思った」ということ ての暴行を加えたとのことである(同一八〇四頁)。さらに第 審の認定によれば、 甲 ·は自転車を起こそうとしていたAに対して「反撃」とし (同一七九八頁)。甲が反撃して来ることはあるま Aは倒れた甲を見て、「一回やられて一

### <u>-</u> 攻撃行為の違法性

5 行為は甲の 後に三 (二) でも見る如く、 仮にその継続中にAが甲に 「急迫不正の侵害」に対する正当防衛に当り、 甲の招致行為は違法であっ 「反撃」 したのであれば、 たか A

失したと言える。それ故、

甲の反撃行為時においては、

既 に A

としないが、いずれにせよ甲が倒れた時点でAの攻撃意思は消

A自身の気が済んだということなのかは判然

いと考えたのか、

甲の招致行為は過去のものであって急迫性を欠き、 殴打しているので、(一)で見た判例の立場を前提としても、 衛が成立する余地はないであろう。 殴打するや否や走り去っており、 に対する甲の反撃行為は直ちに違法となる。 Aは甲を追ってその背後から しかし甲は、 Aに正当防

A を

る。逮捕行為の必要性、相当性を肯定することは考えられなく。 ないと考えていた事案では逮捕意思の存在を否定している に引き渡す意思を有さず、 時一六六〇号一五五頁)、 八日判時八三六号一二四頁、東京高判平成一〇年三月一一日判 と報復感情の併存は認めているが 主観的正当化要素としての逮捕意思を要求しており、この意思 立て、やられたらやり返すとの気持ちから」(刑集六二巻六号 はない。ただ、原審によれば、甲に頬を殴られたAは、 には現行犯逮捕 行い終わつた者」 一八〇四頁)甲を追ったのであった。従来の下級審裁判例は 次に、甲は招致行為が構成する暴行罪について「現に罪を (同法二一三条) による正当化の可能性があ (刑訴二一二条一項) に当るため、 逮捕を行った私人が被逮捕者を司直 脅迫して金員を喝取できるかも知れ (東京高判昭和五一年一一月 Aの行為 「腹を 仙

> 復の意思の場合を除くならば、正当化は否定的に解されよう。 言えようが、自救の意思を正当化の要件とし、ここでも専ら報

なかったとすれば、

自救行為の客観的成立要件は満していると

頁

謝料請求権が存在し、 裁判例 暴行する行為は、 れまでにも、器物損壊の犯人を被害者に代って追跡し、捕えて 捕として正当化するのは困難であろう。 人に対して行うべき「自救行為の代行として社会的相当性を有 さらに、 違法性を阻却する正当行為の一面をも帯有する」と述べた がある。 (大阪地判昭和四〇年四月二三日下刑集七巻四号六二八 Aの行為は自救行為として正当化されないか。 本件でも、 現行犯逮捕行為であると同時に、 請求権を保全する他のより軽微な手段が Aの甲に対する損害賠償請求権乃至尉

被害者が

### $\equiv$ 小括

は、 提として、正当防衛の成否を自招侵害の観点から検討すること 成立することはなくなる。その可能性を留保しつつも、 いではない。 いは現行犯逮捕乃至自救行為として不正性を否定する余地がな 以上より、 一先ずAの攻撃行為の継続性と、 その時、 Aの攻撃行為の終了を認めて急迫性を否定し、 これに対する甲の反撃行為に正当防衛が 正当化事情の不存在を前 以下で 或

台高判昭和二六年二月一二日判特二二号六頁)。これを前提と

専ら報復の意思に出たと見られるAの行為を現行犯逮

にする。

### 本決定の論理

かった事情 ((一))、考慮した事情 て考察を加え、然る後に正当防衛の成立要件への当てはめに一 本項では、本決定が正当防衛の成立を否定する際に考慮しな ((二) 乃至 (四)) につい

瞥を与える ((五))。

年一〇月二日判夕七二一号二四九頁)。 和六〇年八月二〇日判時一一八三号一六三頁、 札幌地判平成

判昭和六〇年六月二〇日高刑集三八卷二号九九頁、 思の存在を理由に急迫性を否定したと思しき例もある

東京高判昭 (東京高 しているからである。現実に、自招侵害の事案で積極的加害意 ものではないが、そのような事案に限定しない一般的な判

示を

# 招致者の主観の不考慮 招致者の主観を考慮した裁判例

### が多かったように思われる。 これまでの下級審裁判例には、

招致者の主観に言及したもの

# (1) 積極的加害意思

のではないかと推測される。同決定は自招侵害の事案に関する を根拠として、招致した侵害の急迫性が否定されることになる 巻四号七四七頁)に従い、積極的加害意思という行為者の主観 藉口して反撃することを意図していたいわゆる意図的招致の場 攻撃の単なる予期を越えて、予期した攻撃に対し正当防衛に 判例実務においては最決昭和五二年七月二一日 (刑集三一

### (2) 攻撃の予期

ことを、 けるということはできない。」と判示された。 してくるであろうことを予測して、Cを挑発するためにけんか 集六二巻六号一八○八頁)。逆に、従来の裁判例には、 人にとって自ら招いた危害であるとまではいえず、 したものでないことも明らかであるから、Cの侵害行為が被告 衛権を肯定したものもある(東京地判平成八年三月一二日判時 自招したがその予期がなかったことを手懸りに完全な正当防 |五九九号一四九頁)。そこでは、「C [攻撃者] が包丁で攻撃 本件の原審は、 正当防衛を否定する事情の一つとして掲げていた 甲がAによる攻撃を「十分予期していた」 急迫性に欠 攻撃を

# (3) 攻撃の予見可能性

攻撃が「被告人にとって十分に予測可能なもので、いわば自

めるものである。 否定する理由を、 得ずにした行為とは認め難い」と説いた裁判例 性を欠き、これに対する被告人の行為は、 らの行為によって招いた結果であるから、 一八年一〇月二三日判夕一二三〇号三四八頁) 招致された攻撃が予見可能であったことに求 被害者の行為は急迫 防衛のためにやむを は、正当防衛を (仙台地判平成

思があったとは考えられず、その認定も為されていないため、 1(1)で見た五二年決定の手法を用いることは考えられなかっ 本件では、招致行為後直ちに逃走している甲に積極的加害意

のである。

成立を否定しないという確固たる判例の立 の単なる予期しか存しない場合には急迫性、そして正当防衛の 観的な事情のみから正当防衛の成立を斥けた。これは、 他方、控訴審が認定していた攻撃の予期に最高裁は言及せ 甲の主観面を一切考慮することなく、(二) 場 最判昭 以下に見る客 和四六 侵害

一一月一六日刑集二五巻八号九九六頁及び前掲最決昭和五二

とも異なる判断枠組を最高裁が採用することを明らかにしたも 決の延長線上に位置しつつも、 法を逸早く採用したと見られる福岡高裁昭和六〇年七月八日判 げるならば、判例の態度として一貫性が疑われる事態に立ち至 予期が存在したことを正当防衛の成立を否定する理由として掲 招致行為が行われていたという事案の違いこそあれど、本件で めない点で、 類型を創出したもの」と評されていたが、本決定は福岡高裁判 例理論から一歩踏み出して、侵害の急迫性が否定される新たな るからである。自招侵害の事案で専ら客観面に着目する判断方 (刑月一七巻七・八号六三五頁) との整合性を考えたものであろう。これらの判例とは侵害 昭和五二年決定以来の確立された判例とも下級審 解決の手懸りを急迫性要件に求 は、 昭和五二年決定の 判

決

には、 招致行為の存在のみを理由に防衛行為の相当性を厳格に解 相当性が認められる範囲がより限定される」と述べて客観的な 害の急迫性は肯定しつつ、「誘発行為の存しない場合に比 例でも正当防衛の成立が制限される余地を生ずる。 であろうが――攻撃の予見乃至予見可能性を欠く自招侵害の事 しかしその結果 攻撃の予見可能性すらなかった事案で、そのことから侵 -飽くまでも本決定の射程外と言って良い 現に下級審

ものもあるように思われる。 的要件を考慮しないことによる不都合を避けることを意図した よう。本決定が(二)以下で挙げる客観的事情の中には、 タ一○六七号二七六頁)。この帰結の妥当性には疑問があり得 主観

過剰防衛としたものがある(大阪高判平成一二年六月二二日判

ŋ その考え方は支持し得るものであり、 酌しても、 理由に正当防衛の制限を否定すると明言したものがない点を斟 るところでもある。 それが今回の最高裁によって確認されたと見て良かろう。 これまで判例は招致行為の違法性を要求して来てお 学説の多くが承認してい

# 招致行為の違法性

限の要件として明示し、或いは招致行為が違法であることに言 平成八年二月七日判時一五六八号一四五頁。本決定後のものと 札幌地判平成元年一〇月二日判夕七二一号二四九頁、 月八日、東京地判昭和六三年四月五日判夕六六八号二二三頁、 及したものは少なからず存在した したこれまでの裁判例にも、 容れないであろう。侵害の自招を理由に正当防衛の成立を否定 Aの頬をいきなり手拳で一回殴打した行為の違法性には疑いを として、先ず招致行為の違法性を挙げ得る。甲が口論の相手方 本決定が正当防衛の成立を否定するために用いた客観的事情 招致行為の違法性を正当防衛権制 (前掲福岡高判昭和六〇年七 東京高判

## $\equiv$ 招致行為と攻撃行為の時間的、 場所的密接関連

絞りを明示的に要求したのである。 為により直接かつ時間的に接着して惹起された」ことから侵害 撃行為が「これに先行する自己の相手方に対する不正の侵害行 審も同様であった。 の急迫性を否定していたが、本決定はこの上にさらに場所的な 直後における近接した場所での一連、 最高裁は、 招致行為と攻撃行為の間の強い結び付きを指摘した。 Aの攻撃が 前掲の福岡高判昭和六〇年七月八日も、 「被告人の暴行に触発された、 一体の事態」であるとい その 攻

う、

観的な一体性に言及されているのである。 なっており、 いるのではない。 さて、 なお、ここでは甲とAという別人の行為の 行為者の複数の 従って主観の連続性は問題とならず、 (実行) 行為の一体性が問われ 体性 が 専ら客 問 題 7

して、

東京高判平成二〇年五月二九日判時二〇一〇号四七頁)。

る例も見当らない。そうすると、招致行為が適法であることを 正当防衛の成立が否定的に解された事案で招致行為が適法であ

凡そ「自招」侵害と呼び得るためには、 招致行為と攻

撃行為の間の一定のつながりを要する。そして、それが条件関

きを要求したのは、支持できよう。 りないことに恐らく異論はなかろう。侮辱を受けた者がこれを りないことに恐らく異論はなかろう。侮辱を受けた者がこれを 撃について正当防衛の成立を制限するのは、正義に反する。よっ で、本決定が時間的場所的連続性という、これを超える結び付 で、本決定が時間的場所的連続性という、これを超える結び付 で、本決定が時間的場所的連続性という。 として行った攻撃に対する反 は、正義に反する。よっ ない、ことに恐らく異論はなかろう。 のは、正義に反する。 は、これを超える結び付 で、本決定が時間的場所的連続性という。 という関係では足

尤も、

斯様に招致行為と攻撃行為の関連性を問うことで足

となる。招致行為の関連対象についてのこの対立は、攻撃行為 は、 ŋ 向けられた逃走行為が介入することによって、 向けられた招致行為と反撃行為の間に、自己の法益保全のみに 際的な意味を持つであろう。と言うのも、共にAの法益侵害に れて受けた攻撃に対して反撃している本件では、この対立が実 に積極的加害意思がなく、招致行為後に逃走し、 もあって、通常は表面化しないと思われる。しかし、招致者甲 と反撃行為の近接性が急迫性要件によって担保されていること 体の同一性故に、主観の連続性を考慮すべきではないかが問題 議論の余地がある。もし後者を要求するなら、 招致行為と反撃行為の関連性までは必要ないのかについて 招致行為と反撃 Aに追い付か 両行為の主

行為の主観的な一体性に疑問が生じ、これを必要とする立場か

らは正当防衛権の制限が困難になると思われるからである。

し、然る後に斯かる要件を課す理由があるかにも思いを致す。と、然る後に斯かる要件を課す理由があるかにも思いを致するものでない」という事情にも言及した。このような、攻撃たるものでない」という事情にも言及した。このような、攻撃を高裁は、「Aの攻撃が被告人の前記暴行の程度を大きく超し、然る後に斯かる要件を課す理由があるかにも思いを致す。

# 事前判断と事後判断

六〇年七月八日、 それまで加えていた暴行脅迫の程度と比較して過剰なものでは 前掲東京地判昭和六三年四月五日は、 止まるかを問うたものが散見される。そのような例として、 は、 為と招致行為の間の均衡を要求したものがあった。その中に のであるにとどまる」と述べた なく……被告人の先行行為に対して通常予想される範囲内のも 先ず、 現に招致された攻撃が客観的に予見可能な攻撃の範囲内に 判断の時点に目を向ける。 前揭東京高判平成八年二月七日)。 (後段同旨、 過去の裁判例にも、 攻撃行為が、「被告人が 前掲福岡 前述の通 高判昭 攻撃行 (31)

攻撃行為の程度を考えた上で、これと現実の攻撃行為を比較す 示していた。これらは、 |関係で通常予想される範囲を超えるとまでは言い難い] と 本件の控訴審も同様に、 事前の一般人の観点から予想される 「第二暴行の内容も…… 第 暴行

一度の暴

ての

るという判断構造を採るものと思われる。

から 最高裁が客観的、 頁)、これが判例の基準となって行くことも考えられる。 定後の下級審にも同様の判断をしたと見られるものがあること あると考えられ、 く招致者の事前の主観を基準として判断を行うものである。 成七年三月三一日 ものであったこと」から急迫不正の侵害を肯定した大阪高判平 これに対して最高裁は、 他方、攻撃が「被告人らの予期 (大阪地判平 この場面でも客観的判断を貫いている。 事後的な判断方法を取った理由は明らかでな ·成二三年七月二二日判夕一三五九号二五 (判夕八八七号二五九頁)は、 均衡の判断を専ら事後的に行う義で 予測を遥かに超える激しい 一般人ではな 但し、 本決

裁が認めたように招致行為と攻撃行為の事後的な均衡は取れ ず、招致者の正当防衛権を広く制限する姿勢が窺われる。尤も、 含めて正当防衛権を制限すべしと考えているのかも知れない 均衡が肯定されることになろう。 られることになる。 ば均衡を肯定することができなくなり、 予見可能性を均衡判断の前提とするため、 る。 であったため両行為の間の均衡は維持されている場合に現 ことは予想外であるが、 三つが見られることを知り得るのである。 本件の事案については、 が予見不可能であることを主観面において考慮することもでき 殊に招致者の主観を問題にしない本決定の立場では、 事前判断によるか否かによる結論の違いは、 事前判断をする説は、 他方、事後的に判断する説では、 それが例えば招致行為と同程 両説の帰結は異らないであろう。 凡そ攻撃が為されることについ 最高裁はこのような場合も 正当防衛の制限が斥け 予見不可能とされ 攻撃が為された

そこでも

攻撃自体

判断を行うもの、 によるもの、 おり質を要求していること、その判断方法としては、 斯様にして、 攻撃行為の程度について一般人を基準とする事前 本決定を含む若干の判例は攻撃行為と招致行為 行為者を基準とする事前判断を用いるものの 事後判断

### 均 衡 量 的 基進

2

いると思われると共に、

現実の攻撃は事前的に予想される攻撃

最高

程度を大きく逸脱するものでもないからである

次に、 招致行為と攻撃行為のどの程度の均衡が求められ てい

るかを探る。

本決定は、

正当防衛を制限するための事情とし

行

暴行による攻撃を加えて来た場合に、「物を壊す行為と人を傷 を破壊する招致行為に対して相手が顔面を手拳で殴打する等の の制限を認めなかった前掲大阪高判平成七年、 前者を「遥かに」超えるとして自招侵害を理由とする正当防衛 対して生命を危殆化する暴行が行われた事案について、 とほぼ基準を同じくすると考えられるのは、罵声による招致に 後者が前者を「大きく」超えていないことを挙げた。これ 相手方の所有物 後者が

あったと言って良

と評し得る。そうすると、 撃をしたに止まり、 岡高判昭和六○年の事案に至っては、 いずれも招致行為が攻撃行為に優るとも劣らず重大な事案で に憤った者が怒鳴りながら暴行者の家の扉を足蹴にする攻 むしろ招致行為の程度が攻撃行為を上回 正当防衛の成立を制限したものは 「理不尽かつ相当

価が可能であろう。 とを正当防衛の制限の要件とするという基準を採るものとの評 した、攻撃行為が程度において招致行為を大きく上回らないこ よって、 従来のものも含めた判例の立場は、 最高裁が今回

正当防衛の制限を肯定する1に挙げたその他の下級審は

大きく超えている」と見て同じ結論に到った前掲大阪地判平成

二三年である

つける行為とを比較すれば」後者は前者の「違法性の程度を

させて衣服を破る招致行為に対して顔面を数回平手打ちし傷害 案では、突き飛ばして転倒させる招致行為に対して頭部に大小 越しているとは言えなかった。即ち、東京地判昭和六三年の事 致行為も攻撃行為も暴行であり、いずれも攻撃行為が大きく優 優越の程度に関する表現を用いていない。それらの事案では招 二個の石塊を投げ付けて命中させる攻撃行為 東京高判平成八年では、 上腕部を強く摑んで引張り転倒 (傷害の有無は不

を負わせる攻撃行為

(傷害の程度は不明)

が為されている。

福

### 3 均衡要件の根拠

おける、 攻撃は、 掲の東京地判昭和六三年四月五日が、通常予想される範囲内 その理論的な説明の手懸りを求めて下級審に目を向けると、 人が防衛行為に出ることを正当化するほどの違法性をもたない の結果として自らが作り出した状況とみなければならず、 (傍点は引用者)」と述べているのが目を惹く。 均 衡の要件を課す理由は、 自招侵害について招致者と攻撃者に共同の答責性を認 「被告人自らの故意による違法な行為から生じた相 本決定の判示からは これは、 窺 わ n 前

のが暴行、

る。本件のAにそのような事情は窺われない。 野者の責任が欠けるという事情でもない限り不可能と考えられ 撃者の責任が欠けるという事情でもない限り不可能と考えられ 撃者の責任が欠けるという事情でもない限り不可能と考えられ な。本件のAにそのような事情は窺われない。

8

る主張に連なるものと見受けられる。

しかし、

攻撃につ

較は「両者の行為態様や法益侵害性が基本的に同質であることさらに本決定の評釈においては、攻撃招致両行為の程度の比

が前提」と考え、本決定の射程は攻撃としての暴行を招致した

脅迫等の「実力行使」である場合にのみ及び、

侮辱

ても、相手を侮辱して怒らせるのは招致行為の典型例と考えらま力行使によるものに限定する必要性も疑わしい。学説におい問わず存在することから、斯様な推測には疑問があみ。招致を問わず存在することから、斯様な推測には疑問がある。招致を問わず存在することから、斯様な推測には疑問がある。招致を問かず存在することから、斯様な推測には疑問がある。招致を問かず存在することから、明様な推測には均衡を問題にできないや不法侵入による招致の場合においては均衡を問題にできないや不法侵入による招致の場合においては均衡を問題にできないや不法侵入による招致の場合においては均衡を問題にできないや不法侵入による招致の場合においては均衡を問題にできない。

行為と攻撃行為の時間的場所的近接性に劣ると考えられている表現がされており、重要度においては招致行為の違法性、招致で、均衡はその場合に正当防衛を否定する一事情に止めるかので、均衡はその場合に正当防衛を否定する一事情に止めるかので、均衡はその場合に正当防衛を否定する一事情に止めるかので、均衡はその場合に正当防衛を否定する一事情に止めるかので、均衡はその場合に正当防衛を否定すると考えられていると表現がされており、重要を置いてはあるまいか。と言うのも、決定理見出し難いように思われる。実は本決定も、この要件にはさし

(五) 正当防衛の要件論

観があるからである。

判示は本決定後の下級審においても見られるが、 取れる曖昧な言回しを用い、要件論に背を向けている。 提状況の存在を否定したとも、 行為とはいえない 的判断を排し、 いて何らかの反撃行為に出ることが正当とされる状況における 本決定は、 正当防衛の成立を否定するに当り、 分析的に思考するためには、 (傍点は引用者)」と述べて、 防衛行為の要件を否定したとも 従来行われて来た 正当防 総合的 「被告人にお 斯様な 衛 の前

性のある考え方を、先ず正当防衛状況から吟味する。侵害の急そこで、個々の要件の存否につき、本件最高裁が採った可能

ような要件毎の検討が必須であろう。

れて来たのである。

よって、攻撃行為と招致行為の均衡を要求する十分な理由は

迫性要件については、原審がこれを明示的に否定したのに対し、

に馴染まないこと、急迫性概念を比較という形で量的に捉える 程度を招致行為の程度と比較する本決定の立場は、 裁においては言及されていないことから、否定したと見る余地 要件については、原判決がこれを肯定しているにも拘らず最高 のは技巧的であることが指摘されている。これに対して不正の の前提たる凡そ攻撃が存在することに関わる急迫性を否定する 専ら主観が考慮されていたからである。さらには、 判断資料は本来客観的なのであるが、攻撃以前の事情としては 混乱を招きかねないことが第一に考えられる。勿論、 客観的事情のみを挙げて急迫性要件を否定するならば、 によって急迫性を否定する判例が確立している現状において、 のような態度を執る理由としては、積極的加害意思という主観 恐らく、この要件の問題とはしない趣旨であろう。最高裁がそ 正当」とのみ判示し、急迫性の肯否については沈黙している。 上告審は「正当防衛の成立を否定した原判断は、 結論において 程度の比較 攻撃行為の 急迫性の 理論的

旦

要性、 吻を匂わせるものと見られる。 「Single Property of the Prop 思われるが、本決定はそれを行っていないことから、反対の口 判断して過剰防衛とした例(前掲大阪高判平成一二年六月二二 と、これらの要件を否定するなら、 を否定する判例の立場からすると、本件のような事案にお のみならず、 るが、主観面たる防衛の意思については、検討した形跡がな て防衛の意思を否定することは困難であろう。防衛行為の必 の行為の要件を客観面から否定したものと見ることは可能であ 次に防衛行為の要件については、 におけるように過剰防衛の成否が検討されることになると 相当性に関しても、その具体的な判断を行っていないこ 専ら攻撃の意図であった場合に限って防衛の意思 最高裁が「防衛するため 自招性故に相当性を厳格に

についてそれ以上推及することは難しい。 を否定したものと見る理論的可能性が残ろう。 そうすると、不正性か防衛するための行為という客観的要件 最高裁の考え方

### IV 終わりに

本決定の総括

判決が先駆的に示したものに近い理論構成によって、 本決定は、 自招侵害の事例におい て、 昭 和六〇年の福岡高裁 正当防衛

件を欠」くと判示していた。 被告人との関係においては、 前掲東京地判昭和六三年四月五日も、「違法な先行行為をした はなお存しよう。本決定と同じく招致行為の違法性に着目した

刑法三六条における「不正」

一の要

ない。また、これらの客観的事情を備えていれば、 る。 るのかについては、 逆に積極的加害意思も備わっている場合には急迫性が否定され や予見可能性なき場合にも正当防衛の成立が制限されるのか、 成立要件への言及がないことも相俟って、不明と言わざるを得 大きく超えないこと、という客観的事情を手懸りとしたのであ 関連性、招致された攻撃の程度が招致行為による侵害の程度を 為が違法であること、招致行為と攻撃行為の時間的及び場所的 しかし、その理論的根拠は、 今後の判例の展開に委ねられている。 右福岡高裁と異り正当防衛の 攻撃の予見

本決定の評釈として、本田稔・法セミ六四四号

(平成二〇年

のとして、 に正当防衛を制限すべきではなく、 要求するとすれば、その存在は本件では疑わしい。 背けた点には与し難い。 正当防衛か少なくとも過剰防衛を認むべきである また、 招致行為と反撃行為の一 急迫不正の侵害に対するも 自招を理 亩

の成立を否定した。即

ち、

招致者の主観を問題とせず、

招致行

### 本事案の解決

頁

問があり得るところから急迫性要件を否定し、自招侵害の問題 ができる あったと思われる。最高裁には結論においてのみ賛同すること とすることなく正当防衛乃至過剰防衛の成立を斥けるのが筋で 本事案のあるべき解決としては、 Aによる侵害の継続に疑

照博章 太郎 曹時六三巻 250刑法(第8版)』(平成二三年)五六頁、 城下裕二「判批」 『刑法の判例 拓人編、 矢武史・朝日法学論集三九号(平成二二年)二二九頁、 一七四頁 一三五頁、 平成二三年) 井上宜裕・判例セレクト2008 判批 平成二二年) 所収二一四頁、 判評六一一号 橋爪隆・平成二〇年度重要判例解説 同・ジュリスト一三九一号 一 号 [総論]] 『判例プラクティス刑法Ⅰ総論』(成瀬幸典・ 所収一四〇頁。 『刑法総論判例インデックス』(井田良・城下 (平成二三年) 二八三八頁、 (松原芳博編、 (平成二二年) 二七頁、三原憲三・大 調査官解説として、 平成二三年) (平成二一年) 二八頁 前田雅英 (平成二一年) 一五九 岡本昌子 同・ジュリスト 『最新重要判例 (平成二二 所収 Ŧ. 「判批 亀井源 五頁 年 明

立場からすると、

当防衛の制限のためには反撃を意図した上での招致を要求する

甲が斯かる意図を欠くことから最高裁が目を

四三六号

(平成二四年)

一〇二頁。検察実務家によるものと

仮に侵害の継続を認める時には自招侵害の事案となるが、

正

編

して、

赤松亨太・研修七二三号

(平成二〇年) 二一

頁

Ш

瀬

雅

本決定に言及する論説として、山口厚「正当防衛論の新展彦・慶應法学二〇号(平成二三年)二九三頁。

当防衛と自招侵害

曹時六一卷二号

(平成二一年) 二九七頁、

照沼亮介

正

-最高裁平成二〇年五月二〇日第二小法

二〇年五月二〇日第二小法廷決定(本誌二〇二四号一五九頁 二一年)四五頁)、 を素材にして」判時二〇二五号 吉田宣之「『自招防衛』と正当防衛の制限 における正当防衛の構造」 成二三年)所収四四頁 年)二六七頁、林幹人「自ら招いた正当防衛」『判例刑法』 性の判断と侵害に先行する事情」刑雑五〇巻二号 波ロー・ジャーナル九号(平成二三年)一〇一頁、 年) 一三頁、 廷決定を素材として――」刑事法ジャーナル一六号(平成二一 一四九七頁、 |裁判員裁判と刑法の難解概念」曹時六一巻八号 (平成二一年 一六五頁、 拙 津田重憲「迷惑防衛再論」立石古稀(平成二二年 稿 同「侵害に先行する事情と正当防衛の限界」 「自招侵害」 前田雅英「正当防衛行為の類型性 (初出、 研修七三四号 研修七四七号 刑事法ジャーナル一九号 (平成二一年)三頁、 (平成二一年)三頁 (平成二二年) -最高裁判所平成 (平成二三 同 佐伯仁志 「急迫 (平成 -判例 伞 **始** 

> 早研一 実際-成二〇年五月二〇日決定を契機として――(1)、(2・完)」 五三頁。 木崎峻輔 成二三年)四〇三頁、 頁、岡本昌子「正当防衛状況の創出と刑法三六条」大谷喜壽 ついて」 正当防衛 ──判断の安定化を目指して──」刑雑五○巻二号 四〇号(平成二四年) 北九州市立大学法政論集三八巻四号 実務家によるものとして、遠藤邦彦「正当防衛判断 「正当防衛状況という判断基準について― 犯罪と刑罰二一号 井上宜裕「裁判員裁判と難解な法律概念 五三頁、 (平成二三年) 二九頁 四 一 号 (平成二三年) 最高裁平 伞

### 註

二三年)三〇三頁

(1) 第一審判決によると、金属製で長さ約五十六センチメートル物であった(刑集六二巻六号一八○一頁)。

から外に上半身を乗り出してしまい、それでも鉄棒を離さなかっい返し、逃げる乙を追跡したものの、勢い余って建物の二階手摺上げ、なおも向って来たSをこれで一撃したが、Sは鉄棒を奪り、事案は、Sにいきなり鉄棒で殴られた被告人乙が、鉄棒を取り

大杉一之「自招侵害における自招行為と侵害行為との関連性に

Ł は、 した。 度の攻撃に及ぶことが可能であったものと認められる。そうする なければ、間もなく態勢を立て直した上、被告人に追い付き、再 側に上半身を戻すことは困難であったものの、 が相当である。また、Sは、右の姿勢のため、 を地上に転落させる行為に及んだ当時も存続していたと認めるの り続けていたことに照らすと、同人の被告人に対する加害の意欲 んだ当時もなお継続していたといわなければならない。」と判示 てしまったものであり、 である。最高裁は、「Sは……手すりの外側に上半身を乗り出し たので、 Sの被告人に対する急迫不正の侵害は、被告人が右行為に及 おう盛かつ強固であり、 乙がSを道路上に転落させて傷害を負わせたというもの しかも、その姿勢でなおも鉄パイプを握 被告人がその片足を持ち上げて同人 被告人の右行為が 直ちに手すりの内

(5)

(4) れ 急迫性を肯定するかの判示をしている。控訴審は平成九年判決と 害に対する一連 に暴行を加えた事案において、丙による両暴行を「急迫不正の侵 し倒してきたため、丙がこれを押し返したところ、Bは押し倒さ  $\exists$ を認めたと見られなくもない例がある。最決平成二一年二月 本決定後にも、攻撃が終了したと思われる事案で侵害の継続性 (刑集六三巻二号一頁) がそれであり、 反撃や抵抗が困難な状態になったが、 一体のもの」と評価して、 丙がこれに対してさら Bが机を丙に向けて押 Bが倒れた後も侵害の 四四

> こと、 押し倒されたことによって直ちに攻撃意思を失ったとは言えない はこれらの点に言及しなかった。 客観的に可能であったこと、を摘示していたにも拘らず、 同様の事情、 丙のさらなる暴行がなければ Bが再度の攻撃に及ぶことは 即ち、 Bは先制攻撃を行って来たものであるから 最高裁

のとして正当防衛も過剰防衛も否定された。 の程度を超えたものとされつつ、丁の行為は自招侵害に対するも き、Sの行為は丁の急迫不正の侵害に対するものではあるが防衛 中」、Sが丁を殴り、これに対して丁がSを引き倒した行為につ 丁がSの腕を摑んで放さないという「違法な暴行を開始して継続

東京高判平成八年二月七日(判時一五六八号一四五頁)

参照。

- (6) 本田 · 前掲一三五頁参照
- (7) 本田 · 前掲 一三五頁参照
- 二八頁)。これに対し、本件で予期を否定するのは、西田典之 リスト一六〇頁、 法総論 V わゆる故意的招致の事例に当ると言えよう(橋爪・前掲ジュ (第二版)』(平成二二年)一六四頁。 吉田・前掲一四頁、 井上・前掲判例セレクト 慎重に、

(9) (8)

山 口

・前掲三一一頁、三浦・前掲曹時二八六二頁

さらに、招致行為と招致者の予想した攻撃行為の均衡を問題に

くとも予見可能であったと述べるに止めるのは、

三浦・前掲曹時 攻撃は少な

刑

(10)

した、 にしていると見られる 後述 (四) 1に挙げる裁判例も、 攻撃の予期の存在を前提

(11)三のものは、2で見るように攻撃についての予見可能性すらな 体の予見があったことを前提にしているとも解し得る。反対に第 予想される「範囲内」に止まると述べるのも、 予見がなかったのかは明らかでない。第二のものが、攻撃が通常 様と程度が予見可能と言うのみで、攻撃それ自体に対する現実の 迫性を否定した例として挙げる。しかし第一のものは、攻撃の態 月七日、 八日(刑月一七巻七・八号六三五頁)、 三浦・前掲曹時二八六四頁註三四は、 大阪高判平成一二年六月二二日 攻撃の予見可能性があるに止まった自招侵害の事案で急 前揭東京高判平成八年二 福岡高判昭和六〇年七月 (判夕一〇六七号二七六 むしろ攻撃それ自

(17)

二〇年五月二九日

(判時二〇一〇号四七頁)。

(12)掲最新重要判例五六頁、三原・大矢・前掲二四一頁、 大谷喜壽四一〇、四一二頁、 照沼・前掲一八頁、橋爪・前掲ジュリスト一六〇頁、 川瀬・前掲三〇四頁 岡本・ 前田 前掲 · 前

かった事案である

(19)

仮にAによるごみ捨てが「迷惑行為」(津田

·前掲立石古稀

(13)(14)頁 慮していると見るのは、 意的に評価する 三浦・前掲曹時二八六二百 橋爪・前掲ジュリスト一六一頁、 山口教授は、本決定が客観的要件によって判断したことを好 ① 山 口 · 前掲三一七頁以下)。 木崎·前掲早研一四〇号六三頁以下。 林·前掲判例刑法四五、 本決定が主観も考 四九

> (16)(15)号二二三頁)、前揭東京高判平成八年二月七日、 の同様の判断として、東京地判昭和六三年四月五日 論]」(大塚仁·佐藤文哉編、 的場純男·川本清巖 山口・前掲三一二頁、 「自招侵害と正当防衛」『新実例刑法 橋爪・前掲重判解一七五頁 平成一三年)所収一一九頁。その後 東京高判平成 (判タ六六八

三一〇、三一三、三一六、三一七頁、 定の共通性にも言及する。 大矢・前掲二四二頁参照。但し橋爪一六三頁は、二つの最高裁決 橋爪・前掲ジュリスト一六一、一六三頁、 明照・前掲三○頁、 Щ  $\Box$ 三原 前

(18)前揭大谷喜壽四〇六頁 橋爪·前掲重判解一七五頁、 岡本・前掲刑法の判例七三頁 同

る。 うであるが——口論の過程でAが甲に対する侮辱的な言辞を弄 前揭三一三頁 接的な射程」はそのような招致行為の場合であると言う者、遠藤 の第一暴行は違法な名誉侵害に対する正当防衛に当る可能性があ し、それに対する反撃として甲がAを殴打したのであれば、 照)。但し仮に--一八三頁)であったとしても なお、甲の暴行は ―現実にはそのような事情は存在しなかったよ 「刑法上違法な行為」であり、本決定の (照沼・前掲筑波一二二頁註三一参 甲

「総

② 二十分弱の時間的間隔のある事案であった。

田

・前掲四頁)

にも、

反撃行為との接続を考えるべきではない

(22)

尤も、

福岡高判昭和六〇年の事案は場所的同一性を認め得るも

引 こしようとうない、「ユエア・アラム・アとうで、「ころうこうだった。

政撃を招致したことに対する一種の制裁として正当防衛権を制起される」関係との評価がある(橋爪・前掲重判解一七四頁)。これは因果関係よりも強い、「先行行為から侵害が直接的に惹

『子花士、月上告記』、『ミミニ君女子島…『真宗子島"等月の保護相当性が減少するとの立場(井田良『講義刑法学・総論』(平の保護相当性が減少するとの立場(井田良『講義刑法学・総論』(平の保護相当性が減少するとの立場(井田良『講義刑法学・総論』(平の保護相当性が減少するとの立場(井田良『講義刑法学・総論』(平の保護相当性が減少するとになるように思われる。本決定の調査として正当防衛権を制限するのであれば一一例えば、攻撃の原因を作った招致者の法が

あ世気できれに反りをことになるように思れれる。本対気の調査 が正当化される反撃行為を指しているものとすれば前者においてが正当化される反撃行為を指しているものとすれば前者においてが正当化される反撃行為を指しているものとすれば前者においてが正当化される反撃行為を指しているものとすれば前者においてが正当化される反撃行為を指しているものとすれば前者においてが正当化される反撃行為を指しているものとすれば前者においているものとすればならず、そのためには招致行為と反撃行為が一ちせらいでは、不可能を表している。

環」になると説く山口教授の見解(山口・前掲三一七頁。また吉闘争行為が始まっており、反撃行為は「不法な相互闘争行為の一為に接続して攻撃行為が行われれば招致行為の段階で不法な相互のという。というというという

同『刑法総論講義 [第5版]』(平成二三年)三七○頁。 の行為の要件が否定されると言うのは、前田・前掲研修一一頁、時点で反撃行為が始まったと評価し得るので、「防衛するため」 連性が強ければ全体を一連の行為と見得るため、既に招致行為の との疑問がある。これに対して、招致行為と反撃行為の因果的関

定したと述べるが、疑問である。 吉田・前掲四頁は、最高裁が招致行為と反撃行為の一体性を認

前掲拙稿八頁。

(26)

(27)

品数者が招致行為後に逃走し、追ってきた攻撃者に対して反撃した場合についての従来の下級審には、「被告人からしかけた喧嘩であつてみれば、それに負けそうな状況にあつたとしても、これをもつて急迫不正の侵害を受けたとはいいえない」と判示しれをもつて急迫不正の侵害を受けたとはいいえない」と判示したもの(東京高判昭和三六年八月三一日東高刑時報一二巻八号一五六頁)があった。また、攻撃の招致後の退避に意味を見出すして、甲の退避を理由にAから甲に対する「客観的な意味での利益侵害状況の存在」を肯定するものがある(照沼・前掲刑での利益侵害状況の存在」を肯定するものがある(照沼・前掲刑での利益侵害状況の存在」を肯定するものがある(照沼・前掲刑での利益侵害状況の存在」を肯定するものがある(照沼・前掲刑での利益侵害状況の存在」を肯定するものがある(照沼・前掲刊での利益侵害状況の存在」というない。

- 28 反撃行為として過剰であったため過剰防衛とされ
- 的に過大な攻撃でも急迫性を否定する。 29 林・前掲判例刑法五一頁も、招致者に予期が可能であれば客観

(31)(30)照沼 これに対して、攻撃の程度を問題にするためにはその予見可能 · 前揭筑波一二六頁参照

性が必要と説くのは、

林·前掲判例刑法五〇頁

(32)われた場合、「A[攻撃者]と被告人との間で、相互に身体の安 当防衛の成立を肯定したものがある(長崎地判平成一九年一一月 二〇日判タ一二七六号三四一頁)。通常は予想できない攻撃が行 して予想されるとまで認めることはできない」との理由から正 例えば、攻撃が招致されることは「社会通念上、 通常のことと

にあると言わざるを得ない」と説いた。 全を侵害し合うという利益衝突状況を作出した第1次的責任はA

(37)

- (33)橋爪・前掲ジュリスト一六三頁参照
- (34)まるとの見方(本田・前掲一三五頁、三原・大矢・前掲二四四頁) いは、甲を現行犯逮捕する際に付随する程度の有形力の行使に止 橋爪・前註。これに対し、 「通常」を規範的に、 Aが適法に為し得る程度の義に解して Aの攻撃行為として通常予想される
- (35)害では招致者の法益を保護する必要性も減少し、「やむを得ずに した行為」の要件が厳しく認定されると説いている(井田・前掲 ることを正当防衛の正当化根拠の一つとして挙げた上で、自招侵 る前提に立って、有責性故に攻撃者の法益の保護相当性が減少す いるようである。 例えば井田教授は、攻撃者の有責性を正当防衛の成立要件とす

格に解する(松原芳博「正当防衛(その2)」法セミ六六三号(平 ら招致者の利益の減少を導いて、 者が不正の侵害を攻撃者と客観的に「共同形成している」ことか 当防衛権が縮減されるとの趣旨であろう。松原芳博教授も、 ついて攻撃者と共同答責的であるから、答責性の割合に応じて正 総論二七二、二八八頁)。招致者も有責であれば利益衝突状態に 防衛行為の必要性、 相当性を厳

- (36)成二二年)九六頁)。 前註の井田教授の見解
- 講義 [第4版]』(平成二一年) 一四〇頁以下。 がある限り攻撃者が責任を負うと説くのは、松宮孝明 遡及禁止の考え方から、招致された攻撃についても、 『刑法総論 責任能力
- (38)が、 の点についての認定はない。 第一審公判廷で、甲はAが事件当時酒に酔っていたと供述した Aはこれを否定している (刑集六二巻六号一七九六頁)。こ
- (40)(39) 論ほぼ同旨、 成二〇年五月二九日(卒業式の出席者に対する国歌斉唱時の着席 前揭東京高判昭和六〇年八月二〇日 橋爪・前掲ジュリスト一六二頁、 山口·前掲三一八頁 同·前掲重判解一七五頁。 (罵声)、 前揭東京高判平 結
- 橋爪·前掲重判解一七五頁

の呼び掛け)。林・前掲判例刑法四六頁

(42)(41)加えて、 両行為の法益侵害の同質性が重視されていないこと

を行う余地を一般論として肯定するものと言って良い。なお、 招致行為と攻撃行為が財産と身体という異質な法益に向けられて であろう。その結果、 いる場合にも両行為の程度が比較されている。恐らく、それぞれ い行為の侵害法益の大小や侵害の量が衡量の要素とされているの **,前出の大阪地判平成二三年において示されている。そこでは** 異質な法益に対する行為の間で均衡の判断 緊

日刑月 法益の衡量すら行われている(長崎家佐世保支決昭和四九年四月 免れるために交通法規に違反した事案で、個人的法益と超個人的 日家月二七巻一号一六五頁、東京高判昭和五七年一一月二九 一四卷一一·一二号八○四頁等)。

急避難の害の均衡の判断においては、生命、

身体に対する危難を

衛の制限を行うものもある

(48)

(43)接性と並ぶ急迫性を否定する事情と捉えていた。 招致行為の一定の均衡を、 行使と攻撃の十分な予期を以て自招性を認めた上で、攻撃行為と 爪・前掲ジュリスト一六二頁。なお控訴審は、挑発的な有形力の 明 照・前掲三〇頁、 三浦・前掲曹時二八六七頁参照。 招致行為と攻撃行為の時間的場所的近 反対、 橋

(45)(44)も否定したものと見るのは、 川瀬・前掲三〇五頁、 前掲判例刑法四五頁、 大杉・前掲七頁。緊急避難による正当化 西田 山口・前掲三〇六頁註一八。 ·前掲総論一六四頁

(46)たる被害者の攻撃に対して反撃が正当化される状況の下、 前掲大阪地判平成二三年七月二二日は、 「急迫不正の侵害に当 防衛の

> (55) (54)

> > $\Box$

前揭三一二頁以下。

ために」反撃行為に及んだものと認めた。

(47)のは、 法三六条一項の要件を満しているにも拘らず文言を超えた正当防 掲刑事法ジャーナル一九頁註一六。 二三年)一八六頁。さらに、林・前掲判例刑法五一頁、 最高裁が要件を明示しなかったことに対して遺憾の意を表する 浅田和茂「不親切な最高裁判例」速報判例解説八号(平成 尤も学説の中には、 照沼 行為が刑

四〇五頁、 三一頁、岡本・前掲刑法の判例七一、 性の否定例として、前掲福岡高判昭和六〇年七月八日、 三浦・前掲曹時二八六三頁、 木崎・前掲六七頁、 川瀬・ 赤松・前掲 前掲三〇四頁。 七二頁、 四四 同·前掲大谷喜壽 頁 明照 前揭仙台 前

(49)ジュリスト一六三頁 赤松・前掲二五頁以下、 山口·前揭三一〇頁以下、 橋爪・前掲

地判平成一八年一〇月二三日

(50) 照沼·前揭筑波一一四、一二六頁

(53) (52)(51) 照沼・ 最判昭和五〇年一一月二八日 三浦・ 前揭筑波一二六頁 前揭曹時二八六三頁

(刑集二九卷一〇号九八三頁)。

ておくと、 過剰防衛の成立可能性を正当防衛の成立要件との関係で確認し 正当防衛状況や 「防衛するため」の要件を否定すれば

過剰防衛の余地は一切なくなるが、例えば自招を理由に退避義務

年三月三一日)、攻撃自体の予見可能性なき事案(前掲大阪高判のおるならば、過剰防衛の成立可能性が残る。本決定は防衛行為のめるならば、過剰防衛の成立可能性が残る。本決定は防衛行為のめるならば、過剰防衛の成立で認めた例がある。攻撃の程度り得ないと考えたのであろう。しかし、自招侵害一般について過剰防衛を認めないものと断ずることはできず、本件事案限りでの利断と見ることは可能であると思われる。これまでの下級審にも、判断と見ることは可能であると思われる。立までの下級審にも、利断と見ることは可能であると思われる。本決定は防衛行為の必要性や相当性の要件を厳格に解するに止を課す等、防衛行為の必要性や相当性の要件を厳格に解するに止を課す等、防衛行為の必要性や相当性の要件を厳格に解するに止を課す等、防衛行為の必要性や相当性の要件を厳格に解するに止めるならば、過剰に対している。

二月二十八日於名古屋大学)において報告を行い、多くの御教二十六日於同志社大学)及び刑事法総合研究会(平成二十四年本稿の内容につき、刑事判例研究会(平成二十二年六月

示を賜った。記して謝意を表する。

から、本件では少なくとも過剰防衛の成立可能性を示唆する。本際ある(前掲註四も参照)。井上・前掲判例セレクト二八頁は、である(前掲註四も参照)。井上・前掲判例セレクト二八頁は、の 前掲拙稿一〇頁。

田・前掲一三五頁も同旨か

(56)

前述Ⅲ二 (一)。

平成一二年六月二二日)に関するものであった。